

公布された条例のあらまし

◇特別職の職員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 静岡県特別職報酬等審議会の意見に基づき、期末手当について、年間の支給割合を0.1月分引き下げました。（第5条関係）
- (2) 令和4年6月に支給する期末手当の額について定めました。（附則第2項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。